

## 令和7年度第2回黒塩地区廃棄物最終処分場環境対策協議会 会議録

日時 令和8年2月24日(火) 18:30～20:50  
場所 牧島コミュニティセンター 研修室  
出席委員 黒川町11名 牧島地区11名  
顧問 2名(市議) 調整 1名(コミセン長)  
伊万里市(事務局):市長、市民交流部長、環境政策課長、リサイクル推進係長  
事業者:石山代表取締役 辻井取締役

(開会前 市長挨拶)

今回の計画を市として推進しているわけではない。現在のような状況になった以上は市長として責任を持ってやるべきだと考える。計画されている処分場は工事にも時間を要するし、埋め立て完了まで20年、その後の維持管理も必要となる。その時にも責任を持てる市長でありたいと思っている。

計画の受入は表明しているが、着工となると覚悟を決めてやっていく必要があると考えている。協議会を組織して議論していただいているが、市長に付度する必要はないので、地域の将来の安心と安全を確保する観点から積極的に意見を言っていたきたい。

(次の公務のため市長退席)

### 1. 開会

事務局:伊万里ケーブルテレビからの収録等の申し入れあり、許可している。

本日のタイムスケジュールとして、事業者からの説明・質疑を45分程度、協議事項を45分程度、午後8時を閉会予定とする。

### 2. 会長挨拶

今回で2回目の協議会となるが、具体的な中身の協議は今回からとなる。計画の規模を考えると協議にも時間が掛かると思うが、委員の皆様からご意見を頂いて、良いものにしたいと考えるのでご協力をお願いしたい。

### 3. 計画概要等説明 (事業者より)

#### (1)最終処分場計画概要説明

(質疑)

顧問 : 水銀含有ばいじんとはどのようなものか。

事業者 : 水銀は血圧計や蛍光灯にも含まれているが、濃度の高いものは北海道の施設で処理されている。法で基準値以内のものしか扱えないことになっている。

顧問 : 放流水は放流口から2-3m内であっても人が舐めても影響はないと聞いたが。

事業者 : 問題ない。他の企業も同じ基準で管理されているので、何ら変わりはない。

委員 : 他の企業と同じレベルと言われたが、そうなのか。

事務局 : 廃棄物最終処分場は廃棄物処理法の適用となり、一般的な企業の排水については水質汚濁法が適用される。50 m<sup>3</sup>/日以上を排出する企業は特定施設扱いとなり、毎月、測定・記録の保存が義務付けられている。佐賀県はさらに厳しくなり、20 m<sup>3</sup>/日以上を排出する企業に義務付けられる。廃棄物処理法と水質汚濁法の排出基準は基本的には同じになる。

委員 : 項目毎に県条例の基準と法の基準で違いがあると認識しているが。

事務局 : そこまで把握できていない。

委員 : 市内の企業は伊万里市の公害防止協定でさらに厳しい基準が設定されていると思うが。

事務局 : 市内の数社の企業とは協定を締結している。伊万里湾に排出する企業は5 m<sup>3</sup>/日から1万5千m<sup>3</sup>/日と幅がある。そのなかで各企業は処理をして基準内で排水されている。

委員 : 項目の中で「シス-1,2-ジクロロエチレン」の基準はどうなっているのか。

事務局 : 県条例の基準が厳しくなっている部分があるので、次回、廃棄物処理法、水質汚濁法、県のそれぞれの基準の違いが分かる表を示して説明させていただきます。

委員 : 場内に区画が分かれているが、受け入れを始める段階では、全ての区画と法面に遮水シートは貼っておくのか。

事業者 : 全て貼る。

顧問 : シートキャッピングの強度はどれくらいか。

事業者 : 薄いシートなので雨合羽のようなもので、劣化した場合は取り替えを行う。

顧問 : 埋立て時に段々に積み上げられていくが、段ごとに水路は設けられるのか。

事業者 : 段ごとに水路を設ける。

顧問 : これまでの市民説明会のなかで、予期せぬ大雨で廃棄物が流されないか

心配される声があった。

事業者：法面は30度の安定勾配を設けるため心配ない。大栄環境グループとして同じやり方で実績があり、局所的な大雨でも崩れたことはこれまでにない。

委員：廃棄物は粉状のものを固めるのか。陥没したりしないのか。

事業者：廃棄物は1層あたり1.5m～2m間隔で入れていくが、その後、覆土して転圧することを繰り返す。

委員：隣接する国道をレベルとした時に、埋め立ての高さはどれくらいになるのか。

事業者：国道から47m位の高さになる。

委員：処理水は市外で検査されると言われたが、リース環境分析センターでされるのか。

事業者：そこまで運ぶには輸送費用も掛かるので、近くで探したい。

委員：区画①から②までを20年で埋め立てるのであれば、区画①では7年くらいで一杯になって、シートを被せるのか。

事業者：埋立地は全部で10段あるので、1段毎に区画①から③まであり、段ごとに区画①から満杯になれば、順にシートを被せていく。

## (2)視察について **資料2**

(質疑)

顧問：和泉市の施設にはリサイクル施設といった中間処理施設があるが、伊万里の場合は、搬入される前に、他の企業が中間処理をされたものが搬入されると思うが、何処で、何を、どうやって処理される計画か。

事業者：いくつかの中間処理の会社を調べているが、まだ接触していない状況。

## (3)全戸配布チラシについて **資料3**

質疑なし

### 4. 議案審議

事務局：事業者から提案があった視察について、協議会として実施するかどうかご意見を頂きたい。

委員：多くの区長が4月で交替する。3月のこの時期に、しかも事業者の負担で行くのは時期尚早ではないか。

事務局：役員の交替もあり、日程の都合で行けない方もいらっしゃるため、事業者からは、委員交代後の4月以降にも要望に応じて2回目として対応できればと話がある。

- 委員 : 委員には区長も多いため、区の総会の日程と被る地区もあるのでは。
- 顧問 : 議員の視察で和泉と御坊を見てきたが、これまでの産廃処分場に対するイメージが変わったので、出来れば早い時期に見に行ってもらいた方が良いでしょう。
- 委員 : 実際に施設を見ることで、地区の方に説明できる部分もある。
- 事務局 : 旅費は3から4万円程掛かるが、原因者は事業者なので、旅費は事業者で持っていていただき、食事代は5千円ほど掛かる見込みだが自己負担としてはどうか。
- 委員 : いくらか個人負担してでも、施設を見てみたい。
- 会長 : まず、視察を実施するかどうか決を取りたい。  
(賛成多数により視察を実施することで決定)
- 事務局 : 次に旅費の負担をどうするかについて意見を伺いたい。
- 委員 : 全額自費でいいのではないか。
- 委員 : 市で予算化されたらとも思ったが、原因者は事業者なので難しいかとも思う。自費でも良いのではないか。
- 委員 : 事業者の負担で良いのでは。
- 委員 : 事業者は自分たちの事業への理解を深めるために、施設を見て欲しいと言われているので、事業者の提案を受け入れても良いのでは。いくらかは個人負担という考えもあると思うが。
- 委員 : 事業を理解するために事業者が来て欲しいと言われているので、遠慮することは無いのでは。
- 会長 : 自費という話も出たが、事業者が提案されている日程、旅費は事業者負担、食事代は自己負担で視察を実施するという出欠を取りたい。  
(視察参加者 委員5名、顧問1名)

#### (1)覚書に盛り込む内容について **資料4**

(質疑)

- 委員 : 1の⑤に「苦情に対して真摯に対応する」とあるが、協議会にも対応状況を報告してもらおうようにしてはどうか。また、4の②に定期的に報告とあるが、具体的な回数など明記した方が良いでしょう。
- 事務局 : 覚書で基本的な事項を記載する。詳細については環境保全協定書で確認することになる。報告の回数なども環境保全協定書の中に盛り込むことで考えている。
- 委員 : 1の④事故発生時も廃棄物を搬入し続けるということか。
- 事務局 : 佐賀県が指導・監督することになるが、事故の内容次第で搬入が止まる

場合もあるのではないか。

委員：基準値を上回った時、どのような対応をすべきかハッキリさせる必要があると思うが。

事務局：覚書は基本的な部分になるので、詳細は協定書で交わすことになる。

委員：先に詳細を決めておかないと、覚書が進まないのではないか。

事務局：様々な状況を含めて事故発生時の対応としている。

委員：検査項目ごとに基準値が決まっているので、それを逸脱した時の対応を先に決めておかないと安心できない。

事務局：そこは県の指導項目にもなるので、基準超過時にすぐ稼働が止まるのか、対応について県に確認する必要がある。また、その部分を敢えて覚書に含めるのか協議会で検討していただきたい。

委員：前回頂いたさいたま市の協定書の7条に記載があるように、ここで記載すれば良いのではないか。

委員：さいたま市の参考例は、反社会的勢力への対応の規定など含まれていない。古い情報ではないのか。

事務局：令和になって内容を見直されたようだ。反社への対応ということだが、環境保全協定は契約とは違い、お互いの合意が前提となるため馴染まないのではないか。

委員：詳細は協定書でとのことだが、小学校が近くにあるので車両の安全対策の中に通学時間帯は工事車両や廃棄物運搬車両などの通行規制を盛り込めないか。

事務局：通学時間帯の車両の通行については環境保全協定に盛り込むべきと考える。県道の通行規制をという意見もあったが、相手が受け入れるかは分からない。紳士協定であり、内容に互いが合意する必要がある。

委員：「できる限り」という表現をもう少し強い文言に変えられないか。

事務局：立入調査と地域振興策の項目で「できる限り」という文言が出てくる。立入調査権は佐賀県にしかないので、状況によっては拒まれる場合がある。地域振興策は、全て出来る限りということになるので、そのような表現をしている。

顧問：設置許可の権限は佐賀県にあるので、県にオブザーバーとして協議会に入ってもらってはどうか。

事務局：県は指導・監督する立場なので、協議会に入るようなケースはほとんどないと思われる。

委員：覚書の中に一番重要と思われる水質に関することを入れておいた方が良いのでは。また、伊万里市でも項目ごとの数値を吟味されてはどうか。

事務局：市に水質に関する条例はない。企業が進出する前に協定で基準を設けることはあるが、今回はすでに設置の許可が下りているため、新たな排水

基準を相手が受け入れるのは難しい面がある。

委員：排水の検査結果を市のホームページに掲載することは可能か。

事務局：多くの企業が伊万里湾に排水している中で、特定の企業だけ特別に市のホームページに掲載することは難しいと考える。親会社のホームページに掲載されるので、そこを見て頂きたい。

委員：そのページにたどり着くのが難しいので、親会社のホームページへのリンクを市で案内していただければと思う。

事務局：そこは今後検討したい。

## 5. その他

(事務局より今後のスケジュールを説明)

会長：その他、全体的なことでは何かないか。

委員：4月で出身団体の役員が替わる場合も委員はそのままか。

事務局：次の方が決まるまでは、現委員に出席いただきたい。

委員：3月までに覚書を作成し、5、6月で協定書を作り上げるといったことで良いのか。

事務局：相手があることなので、作成の時期については延びることも考えられる。時期は目途と考えていただきたい。協議会は覚書、協定書の案を検討いただく場になり、最終的には覚書、協定書は各町の区長会長で押印していただくことになる。区長会長の印があることで、両町の合意となり、そこに伊万里市長と事業者の印鑑が整うことになるかと思う。その時点で工事着工のゴーサインとなると考える。

委員：この会議は処分場の建設ありきの会議と考えてよいのか。

事務局：市長が今回の計画の受入を表明しているため、基本的には建設ありきになる。

委員：「黒塩地区廃棄物最終処分場」という名称が黒塩地区の印象を悪くするので変更できないか。

事務局：施設の名称は事業者がどうされるのか分からない。愛称など検討されるかもしれない。名称を提案されることはできると思う。協議会の名称はこのままで進めさせていただきたい。

## 6. 閉会